

株 主 各 位

東京都目黒区東山三丁目8番1号

株式会社 **鉄人化計画**

代表取締役社長 岡崎 太輔

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、本総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

また、ご来場の株主様への感染防止のために本総会は縮小した規模で開催させていただくことから、充分なお席が確保できませんので、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権の行使にあたりましては、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年11月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都目黒区東山三丁目8番1号 東急池尻大橋ビル2階
株式会社鉄人化計画 本社大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第22期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

以 上

◎本総会にご来場される株主様におかれましては、マスクの着用など、感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
◎お飲み物のサービスはございません。
◎当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」並びに連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社

ウェブサイト (<https://www.tetsujin.ne.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会の添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、2020年11月26日(木曜日)までに修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tetsujin.ne.jp>) に掲載してお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年9月1日から2020年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大及び国内における外出自粛等経済活動が抑制され消費活動が一気に冷え込み、先行きは極めて不透明な状況となりました。

当社グループが主力事業を展開するカラオケ・飲食事業におきましても、厳しい経営環境が続いております。特にカラオケ業界におきましては業界団体で「カラオケボックスは安全」であることなどの啓蒙活動を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は顕著で店舗の閉店などを余儀なくされている事業者も少なくありません。

このような状況の中、当社グループは、感染防止策を徹底しお客様及び従業員の安全・安心に努め、店舗損益改善については全ての経費の見直しを徹底して行ってまいりました。事業計画は第2四半期までは順調に進捗したものの、第3四半期以降は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により業績の落ち込みが著しく、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準への回復には相応の時間を要する見込みであります。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,532百万円（前年同期比22.8%減）、営業損失815百万円（前年同期営業利益203百万円）、経常損失843百万円（前年同期経常利益160百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,580百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益168百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(カラオケ・飲食事業)

当連結会計年度におけるカラオケ・飲食事業の売上高は5,197百万円（前年同期比25.0%減）、営業損失は100百万円（前年同期営業利益996百万円）となりました。

カラオケ事業は、お客様・店舗スタッフの安全、感染拡大防止を第一に考え、自治体の要請等に従って利用制限・営業時間の短縮などを行うとともに、感染予防を徹底した店舗運営に取り組んでまいりました。また、新たなルームサービスとしてプロ野球球団・eスポーツ団体とのコラボ企画やテレワークパスポート販売の提供などを行いました。店舗損益管理は、消耗品など経費支出の削減や店舗

賃料の減額交渉を行う等あらゆるコストを見直し、投資は大幅に抑制してまいりました。飲食事業は、2020年4月よりラーメン事業を開始いたしました。

(メディア・コンテンツ企画事業)

当連結会計年度におけるメディア・コンテンツ企画事業の売上高は128百万円（前年同期比11.5%減）、営業利益は101百万円（前年同期比7.6%減）となりました。

「カラオケの鉄人モバイル」サイトを中心に主にフィーチャーフォン向けのサービス運営を行っておりますが、スマートフォンへの切り替えが進み、減収・減益となっております。

(その他)

当連結会計年度におけるその他の売上高は206百万円（前年同期比124.9%増）、営業利益は17百万円（前年同期比143.0%増）となりました。

2019年12月より美容事業を開始したこと等により増収増益となっております。また、不動産賃貸業は計画通りの業績で進捗いたしました。なお、当社100%連結子会社であるTETSUJIN USA Inc. は清算手続中であります。

事業の種類別セグメントの売上高は次のとおりであります。

区 分	第 21 期		第 22 期			
	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減比 (%)
カラオケ・飲食事業	6,928	96.7	5,197	94.0	△1,731	△25.0
メディア・コンテンツ企画事業	145	2.0	128	2.3	△16	△11.5
そ の 他	91	1.3	206	3.7	114	124.9
合 計	7,165	100.0	5,532	100.0	△1,633	△22.8

(注) 1. 上記の金額には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

2. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

3. 「その他」の事業は、「美容事業」及び「不動産賃貸事業」等であります。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中の重要な設備投資につきましては、主として新規出店及び店舗リニューアル等を行い、その設備投資額は572百万円となりました。

(3) 重要な資金調達状況

2020年8月3日に第三者割当方式による新株式の発行を行い、総額1,499百万円の払込みが完了しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020年8月期よりカラオケ・飲食事業の差別化推進、収益の柱となる新規事業・業態の開発、業務改革による生産性向上を掲げ、収益力の強化を実現することを経営目標として取り組んでまいりました。また我が国の経済においては、年度途中までは堅調な企業業績や雇用環境を背景に景気は底堅く推移しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の状況下、事業運営は深刻な影響を受け、カラオケ業界を取り巻く厳しい環境の変化や市場競争の激化において、新型コロナウイルス感染拡大が与える影響から消費者心理の冷え込みが強まる中、引き続き厳しい経営環境が続いておりますが、お客様、株主様、従業員、他のステークホルダーに対し、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

①事業運営の課題

2021年8月期においてAfterコロナ時代に向けた、既存カラオケ店舗、そして新たに獲得した複数事業に対し、会社全体による安心安全な顧客サービスの更なる水平展開を実施し、当社の強みである店舗運営のノウハウを生かすために各事業へ連携（販売促進、コンテンツコラボのアライアンス拡大、運営管理のICT化やオペレーション効率化等）を行い、既存のカラオケ事業を筆頭に、2020年8月期に事業取得した後の価値を創出することに注力いたします。

②財務上の課題

財務基盤の強化を目的として2021年3月に返済期日が到来する全ての借入金について、取引金融機関との協議が整いました。よって、借換資金のためのタームローン契約の締結及び新規契約を行い、長期資金の安定化を図り、また今後は、従来以上に有利子負債と財務指標に重点を置いて、安定した事業運営を行ってまいります。

当社グループではこうした取り組みを通じて、主力事業であるカラオケ・飲食事業の収益力回復による業績回復、更なる企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 19 期	第 20 期	第 21 期	第 22 期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	7,830,901	7,349,722	7,165,769	5,532,218
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△167,716	13,326	160,691	△843,435
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△1,584,162	△193,595	168,196	△1,580,769
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△255.07	△28.89	21.69	△193.14
総 資 産(千円)	5,799,315	5,545,297	5,471,703	5,785,476
純 資 産(千円)	16,989	376,837	553,399	484,849

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 19 期	第 20 期	第 21 期	第 22 期 (当事業年度)
売 上 高(千円)	7,700,781	7,242,031	7,150,758	5,203,637
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△198,240	12,261	163,273	△844,449
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△1,581,597	△194,535	170,788	△1,582,575
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△254.66	△29.03	22.02	△193.36
総 資 産(千円)	5,791,025	5,539,725	5,472,878	5,468,097
純 資 産(千円)	16,379	376,854	553,320	482,313

(6) 主要な事業内容 (2020年8月31日現在)

当社グループは、首都圏を中心としたカラオケ店「カラオケの鉄人」の営業を主な事業とする他、飲食店、ブライダルレストラン、美容店の営業、音響設備等のシステム開発及び保守、音源コンテンツの制作及び販売等の事業を行っております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。

事業部門	主要な事業内容
カラオケ・飲食事業	カラオケ店の営業 (カラオケの鉄人等)
	飲食店、ブライダルレストランの営業
メディア・コンテンツ企画事業	携帯電話向け音源の制作及び販売、コンテンツ配信
その他の	美容店の営業及び不動産賃貸事業

(7) 主要な営業所及び店舗 (2020年8月31日現在)

① 当社

株式会社鉄人化計画	本社 (東京都目黒区東山三丁目8番1号)	
	店舗	カラオケ・飲食複合店 (56店舗) 東京都39店舗、神奈川県13店舗、千葉県4店舗
		まんが喫茶 (複合カフェ) (1店舗) 東京都1店舗
		ブライダルレストラン (1店舗) 大阪府1店舗

② 子会社

株式会社TBH	本社 (東京都目黒区東山三丁目8番1号)	
	店舗	美容店 (10店舗) 愛知県8店舗、岐阜県2店舗
株式会社直久	本社 (東京都目黒区東山三丁目8番1号)	
	店舗	飲食店 (直営5店舗) 東京都4店舗、神奈川県1店舗

(8) 従業員の状況 (2020年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
男 性	157名
女 性	79名
合 計	236名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数には、パートタイマー等414名（1日8時間換算による期中平均人員）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	134名	8名増	35.8歳	5.4年
女 性	41名	4名増	32.6歳	4.1年
合計又は平均	175名	12名増	35.0歳	5.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 社外への出向者はありません。
3. 従業員数には、パートタイマー等395名（1日8時間換算による期中平均人員）は含まれておりません。

(9) 重要な親会社と子会社の状況 (2020年8月31日現在)

① 親会社との状況

当社の親会社はファースト・パシフィック・キャピタル有限会社で、当社の株式を8,319,462株（議決権比率63.17%）保有しております。

当社は、当期において、2020年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2020年8月3日を払込期日として、普通株式5,415,162株をファースト・パシフィック・キャピタル有限会社に対して割り当てる第三者割当増資を行い、同日、その払込完了により同社が当社の親会社となりました。当該第三者割当増資は、当社の喫緊の経営課題である事業活動の継続性を確保することを目的として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束までに生ずる売上減少により不足する運転資金を確保しつつ、その収束後に、カラオケ事業を軸とした中期的な事業基盤の構築を実現するための経営方針・経営施策に沿ったこれまでの事業計画を継続して実行するための設備投資資金及び人材投資資金を確保するために実施したものであります。

当社取締役会は、特別委員会を設置し、当該第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を求めるとともに、特別委員会において妥当でないと判断される取引条件では取締役会としても本第三者割当増資を決定しないこととし、

払込金額を決定するにあたっては、特別委員会に対し、割当予定先との交渉に係る権限の一切を付与いたしました。当該第三者割当増資の払込価格は、かかる権限に基づく特別委員会と割当予定先であるファースト・パシフィック・キャピタル有限会社の交渉の結果により決定されたものであり、同社にとって特に有利な条件ではないと認められる旨の特別委員会の意見が得られたものであります。また、特別委員会は、当該第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる旨の意見を述べております。

当社取締役会は、かかる特別委員会の意見を踏まえ、当該第三者割当増資の取引条件を検討し、公正かつ適正に当該第三者割当増資を決定しております。

なお、ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社が当社親会社となつてから、当期において同社との特段の取引はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社TBH	9百万円	100%	美容事業
株式会社TFS	9百万円	100%	飲食事業及び関連するコンサルタント業務等
株式会社直久	9百万円	100%	飲食事業

③ 他の会社の事業の譲受けの状況

1. 当社の子会社の株式会社TBHは、2019年12月1日付で株式会社Nexia（現株式会社日本ユア東海）より、まつ毛エクステンション及びネイルサロン事業を譲り受けました。
2. 当社は、2020年4月1日付で、株式会社フククルフーズより株式会社直久（ラーメン事業）の全株式を取得し、株式会社直久を当社の完全子会社として譲り受けました。

(10) 主要な借入先（2020年8月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,581百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	620百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	450百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,712,000株
 (2) 発行済株式総数 13,647,362株（自己株式 476,600株を含む）
 (3) 株主数 8,377名（前期末比 705名増）
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社	8,319,462株	63.16%
株式会社エクシング	505,000株	3.83%
株式会社第一興商	505,000株	3.83%
株式会社横浜銀行	240,000株	1.82%
日野洋一	200,100株	1.51%
株式会社エアトリ	200,000株	1.51%
吉田嘉明	182,200株	1.38%
佐藤幹雄	162,600株	1.23%
株式会社グッドスマイルカンパニー	80,000株	0.60%
日野元太	72,000株	0.54%

- (注) 1. 当社は自己株式476,600株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 持株比率は自己株式数を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務の執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年8月31日現在）

2018年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
700個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 70,000株
（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株）
- ・新株予約権の払込価額
金銭の払込みを要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり33,700円（1株当たり337円）
- ・新株予約権を行使することができる期間

2020年12月13日から2028年11月26日までとする。

- ・新株予約権行使の条件
 - ①新株予約権の一部行使は認めない。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合において取締役会決議により当社もしくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザーもしくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、又は、取締役会決議をもって特に認めたときはこの限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。
 - ④その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。
- ・当社役員の保有状況
当社取締役 1名 500個

2019年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
300個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 30,000株
(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株)
- ・新株予約権の払込価額
金銭の払込みを要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり38,400円(1株当たり384円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年12月12日から2029年11月25日までとする。
- ・新株予約権行使の条件
 - ①新株予約権の一部行使は認めない。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合において取締役会決議により当社もしくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザーもしくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、又は、取締役会決議をもって特に認めたときはこの限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。

④その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。

- ・当社役員の保有状況
当社取締役 1名 300個

(2) 当事業年度中に職務の執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

2019年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,231個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 123,100株
(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株)
- ・新株予約権の払込価額
金銭の払込みを要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり38,400円(1株当たり384円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年12月12日から2029年11月25日までとする。
- ・新株予約権行使の条件
 - ①新株予約権の一部行使は認めない。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合において取締役会決議により当社もしくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザーもしくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、又は、取締役会決議をもって特に認めたときはこの限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。
 - ④その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。
- ・当社従業員への交付状況
当社従業員 93名 1,231個

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 崎 太 輔	
取 締 役	沖 本 一 徳	オートイ株式会社 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野 宮 拓	日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士 一般社団法人Tリーグ 社外理事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 口 英 世	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	長 洲 謙 一	株式会社ウイングス 代表取締役社長 京都大学 非常勤講師
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野 老 覚	株式会社キャサンプ 代表取締役 学校法人環境造形学園 理事

- (注) 1. 取締役 沖本一徳氏は、2020年7月8日開催の臨時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）長洲謙一氏及び野老覚氏は、2019年11月26日開催の第21回定時株主総会において、取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役 野宮拓、西口英世、長洲謙一、野老覚の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、西口英世、長洲謙一の両氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定に基づき、独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていますため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、その支給水準については経済情勢、当社の財政状況、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の内容を参考にし、監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員の協議により決定することとしております。

当事業年度に係る取締役の報酬等の額につきましては次のとおりであります。

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	3名 (1名)	32,750千円 (1千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (5名)	16,800千円 (16,800千円)
合 計	8名	49,550千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、当事業年度における使用人兼取締役の使用人分給与はありません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記には、2019年11月26日開催の第21回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名及び監査等委員である取締役1名が含まれております。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が社外取締役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先	当社との関係
取締役 (監査等委員)	野宮 拓	日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士 一般社団法人Tリーグ 社外理事	(注) 1
取締役 (監査等委員)	長洲 謙一	株式会社ウイングス 代表取締役社長 京都大学 非常勤講師	—
取締役 (監査等委員)	野老 覚	株式会社キャサンズ 代表取締役 学校法人環境造形学園 理事	—

- (注) 1. 社外取締役 野宮拓氏は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同所と顧問契約を結んでおりますが、当事業年度における取引額は、当社の連結売上高及び同所の連結売上高のいずれに対しても0.1%未満と僅少です。また、当社は同氏に対して役員報酬以外に金銭その他の財産を支払っておりません。
2. 上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員)	野宮 拓	当事業年度開催の取締役会19回のうち全て、及び監査等委員会14回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的知識や、企業経営を取り巻く環境についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	西口 英世	当事業年度開催の取締役会19回のうち全て、及び監査等委員会14回のうち全てに出席し、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	長洲 謙一	当事業年度中就任以降に開催された取締役会15回のうち全て、及び監査等委員会10回のうち全てに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	野老 覚	当事業年度中就任以降に開催された取締役会15回のうち全て、及び監査等委員会10回のうち全てに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

太陽有限責任監査法人 25,500千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

太陽有限責任監査法人 25,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約について、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりません。実質的に区分できないことから上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

③ 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画説明書の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検討した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の独立性や専門性並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会は、この決定に基づいて当該議案を株主総会に提出することといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の状況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

本事業報告中の記載金額及び記載数値につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,356,486	流 動 負 債	4,335,934
現金及び預金	1,850,045	買掛金	98,984
受取手形及び売掛金	123,516	短期借入金	100,000
商品及び製品	10,734	1年内返済予定の長期借入金	3,217,426
原材料及び貯蔵品	51,018	リース債務	66,674
前払費用	200,002	未払金	38,697
その他	122,060	未払費用	471,935
貸倒引当金	△890	未払法人税等	60,513
固 定 資 産	3,428,989	賞与引当金	29,701
有形固定資産	1,678,626	ポイント引当金	19,422
建物及び構築物	1,090,505	資産除去債務	83,549
機械及び装置	5,383	その他	149,030
車両運搬具	2,327	固 定 負 債	964,692
工具、器具及び備品	106,009	長期借入金	514,274
土地	327,468	リース債務	99,025
リース資産	146,931	資産除去債務	245,194
		その他	106,198
		負 債 合 計	5,300,626
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	80,180	株主資本	453,234
のれん	46,593	資本金	849,999
その他	33,587	資本剰余金	750,807
投資その他の資産	1,670,182	利益剰余金	△971,022
繰延税金資産	28,793	自己株式	△176,550
差入保証金	1,618,707	その他の包括利益累計額	14,368
その他	25,634	為替換算調整勘定	14,368
貸倒引当金	△2,951	新株予約権	17,245
資 産 合 計	5,785,476	純 資 産 合 計	484,849
		負 債 純 資 産 合 計	5,785,476

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,532,218
売上原価		5,192,048
売上総利益		340,169
販売費及び一般管理費		1,155,517
営業損失(△)		△815,347
営業外収益		
受取利息	19	
協賛金収入	6,015	
貸倒引当金戻入額	108	
未回収商品券受入益	5,261	
その他	4,416	15,820
営業外費用		
支払利息	41,423	
為替差損	583	
その他	1,901	43,908
経常損失(△)		△843,435
特別利益		
助成金収入	101,295	
負のれん発生益	4,399	105,694
特別損失		
臨時休業による損失	301,156	
固定資産除却損	33,848	
減損損失	398,854	
その他	4,884	738,744
税金等調整前当期純損失(△)		△1,476,485
法人税、住民税及び事業税	22,356	
法人税等調整額	81,928	104,284
当期純損失(△)		△1,580,769
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,580,769

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年9月1日残高	1,021,609	1,014,767	△1,325,810	△176,550	534,016
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	749,999	749,999			1,499,999
連結範囲の変動			△11		△11
減資	△921,609	921,609			
欠損填補		△1,935,569	1,935,569		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,580,769		△1,580,769
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△171,609	△263,959	354,788	-	△80,781
2020年8月31日残高	849,999	750,807	△971,022	△176,550	453,234

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計 額合計		
2019年9月1日残高	13,705	13,705	5,677	553,399
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				1,499,999
連結範囲の変動				△11
減資				-
欠損填補				-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△1,580,769
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	662	662	11,568	12,231
連結会計年度中の変動額合計	662	662	11,568	△68,550
2020年8月31日残高	14,368	14,368	17,245	484,849

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月23日

株式会社鉄人化計画
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鉄人化計画及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失の状況である。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、期日前借換えによる長期資金の早期安定化を目的として、タームローン契約を締結した。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、安定した資金繰りを目的として、タームローン契約及びシンジケート方式コミット型タームローン契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,123,143	流動負債	4,188,083
現金及び預金	1,619,866	買掛金	64,333
売掛金	112,730	短期借入金	100,000
商品及び製品	5,905	1年内返済予定の長期借入金	3,195,936
原材料及び貯蔵品	38,775	リース債務	60,668
前払費用	193,831	未払金	16,159
未収入金	116,288	未払費用	425,773
その他	67,534	未払法人税等	55,911
貸倒引当金	△31,789	未払消費税等	17,848
固定資産	3,344,953	前受金	11,478
有形固定資産	1,643,439	預り金	80,601
建物	1,079,351	前受収益	7,654
構築物	6,699	資産除去債務	83,549
車両運搬具	500	賞与引当金	29,403
工具、器具及び備品	101,289	ポインツ引当金	19,422
土地	327,468	その他	19,343
リース資産	128,130	固定負債	797,700
無形固定資産	33,587	長期借入金	377,764
ソフトウェア	12,540	リース債務	83,543
その他	21,047	資産除去債務	245,194
投資その他の資産	1,667,926	その他	91,198
関係会社株式	20,000	負債合計	4,985,783
関係会社長期貸付金	171,569	純資産の部	
差入保証金	1,517,586	株主資本	465,067
その他	25,634	資本金	849,999
貸倒引当金	△66,863	資本剰余金	749,999
資産合計	5,468,097	資本準備金	749,999
		利益剰余金	△958,382
		その他利益剰余金	△958,382
		繰越利益剰余金	△958,382
		自己株式	△176,550
		新株予約権	17,245
		純資産合計	482,313
		負債純資産合計	5,468,097

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,203,637
売 上 原 価		4,894,464
売 上 総 利 益		309,173
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,097,125
営 業 損 失 (△)		△787,952
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,678	
協 賛 金 収 入	6,015	
未 回 収 商 品 券 受 入 益	5,261	
そ の 他	4,157	17,113
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40,323	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	30,833	
そ の 他	2,452	73,609
経 常 損 失 (△)		△844,449
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	95,308	95,308
特 別 損 失		
臨 時 休 業 に よ る 損 失	297,801	
固 定 資 産 除 却 損	33,848	
減 損 損 失	398,854	
そ の 他	4,780	735,284
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,484,425
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17,754	
法 人 税 等 調 整 額	80,395	98,149
当 期 純 損 失 (△)		△1,582,575

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2019年9月1日残高	1,021,609	1,013,959	—	1,013,959	△1,311,376	△1,311,376
事業年度中の変動額						
新株の発行	749,999	749,999	—	749,999	—	—
減 資	△921,609	—	921,609	921,609	—	—
その他資本剰余金へ振替	—	△1,013,959	1,013,959	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	△1,935,569	△1,935,569	1,935,569	1,935,569
当期純損失(△)	—	—	—	—	△1,582,575	△1,582,575
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△171,609	△263,959	—	△263,959	352,993	352,993
2020年8月31日残高	849,999	749,999	—	749,999	△958,382	△958,382

	株 主 資 本			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	新株予約権	
2019年9月1日残高	△176,550	547,643	5,677	553,320
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	1,499,999	—	1,499,999
減 資	—	—	—	—
その他資本剰余金へ振替	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	△1,582,575	—	△1,582,575
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	11,568	11,568
事業年度中の変動額合計	—	△82,575	11,568	△71,007
2020年8月31日残高	△176,550	465,067	17,245	482,313

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年10月23日

株式会社鉄人化計画
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の2019年9月1日から2020年8月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失及び当期純損失の状況である。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、期日前借換えによる長期資金の早期安定化を目的として、タームローン契約を締結した。

2. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、安定した資金繰りを目的として、タームローン契約及びシンジケート方式コミット型タームローン契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2020年10月27日

株式会社 鉄人化計画 監査等委員会
監査等委員 野 宮 拓 (印)
監査等委員 西 口 英 世 (印)
監査等委員 長 洲 謙 一 (印)
監査等委員 野 老 覚 (印)

(注) 監査等委員 野宮拓氏、西口英世氏、長洲謙一氏、野老覚氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び子会社の事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の追加をお願いするものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1～3 (条文省略)	1～3 (現行どおり)
<u>4. 1号から3号に併設する喫茶軽食店・本屋・ビデオレンタル店・ビデオショップ等の経営</u>	(削除)
<u>5. 1号から3号の遊技場および店舗の建築および内装の設計・施工・管理</u>	(削除)
<u>6. 1号から3号の遊技場および店舗の市場調査ならびに経営に関するコンサルタント業</u>	(削除)
7. (条文省略)	4. (現行どおり)
<u>8. 映像機器および音響機器の企画、開発、製造、販売、リース、レンタル、設置工事および保守管理</u>	<u>5. 電気製品、情報通信機器、映像機器および音響機器の企画、開発、製造、販売、リース、レンタル、設置工事および保守管理</u>
9～13 (条文省略)	<u>6～10 (現行どおり)</u>
14. ゲーム用ソフトウェアの売買	(削除)
<u>15. パソコンならびにモバイルによるインターネットを利用した情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業、広告業、音楽ソフト、映画・映像ソフトならびにデジタルコンテンツ等の製作、販売、保守、配信、上映、管理</u>	11. パソコンならびにモバイルによるインターネットを利用した情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業、音楽ソフト、映画・映像ソフトならびにデジタルコンテンツ等の製作、販売、保守、配信、上映、管理
16～19 (条文省略)	<u>12～15 (現行どおり)</u>
<u>20. 電気製品、情報通信機器、新素材の企画、開発、製造、販売、設置工事および保守管理</u>	(削除、5に統合)
21. (条文省略)	16. (現行どおり)
22. 飲食店の経営	(削除、17に統合)
<u>23. ホテル、旅館その他宿泊施設の管理運営</u>	(削除)

現行定款	変更案
24. <u>食料品、飲料、弁当、総菜等調理食品の製造および販売ならびに宅配</u>	17. <u>飲食店の経営および食料品、飲料、弁当、加工調理食品の製造、販売ならびに宅配</u>
25. <u>加工調理食品の製造および販売ならびに宅配</u>	(削除、17に統合)
(新設)	18. <u>フランチャイズシステムによる飲食店の経営および食料品、飲料、弁当、加工調理食品の製造、販売ならびに宅配</u>
(新設)	19. <u>17号、18号に関する加盟店の募集ならびに指導業務およびコンサルタント業務</u>
(新設)	20. <u>17号、18号の業務に附帯関連する企業等の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携、合併および再生等の業務ならびにそれらに関する斡旋、仲介およびコンサルタント業務</u>
26. (条文省略)	21. (現行どおり)
27. (条文省略)	22. (現行どおり)
(新設)	23. <u>ネイル、メイクアップサロン、エステティックサロンおよび美容院の経営</u>
(新設)	24. <u>ネイル・メイクアップサロン、エステティックサロンおよび美容院のフランチャイズチェーン加盟店の募集ならびに指導</u>
(新設)	25. <u>美容商品の企画、製造および販売</u>
(新設)	26. <u>店舗ならびに内装の企画、設計、デザインおよび施工</u>
(新設)	27. <u>グラフィックデザイン、プロダクトデザイン、ウェブデザインの企画、制作および販売</u>
(新設)	28. <u>市場調査及び経営コンサルタント事業</u>
28～30 (条文省略)	29～31 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会からは、いずれの取締役候補者も十分な能力・経験を有し取締役として適任であり、かつ、取締役を任期満了退任する岡崎太輔氏は、引き続き、当社のスペシャルアドバイザーとして、新経営体制への円滑な移行に協力するとともに、新経営陣に対する助言を提供することが確認されておりますので、相当であるとの意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ねごろ たくや 根来 拓也 (1973年5月13日生)	1998年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現シティグループ証券㈱）入社 2003年1月 同社 ディレクター証券化商品マネージャー 2006年12月 バークレイズ証券㈱ 証券化商品トレーディング ディレクター 2009年12月 同社 外国債券トレーディング部長 マネージング・ディレクター 2010年12月 同社 債券トレーディング部長 マネージング・ディレクター 2014年9月 ゴールドマン・サックス証券㈱ 証券部門マネージング・ディレクター（外国債券トレーディング部部长） 2020年10月 (有)レバレジッド・プロパティー 代表取締役（現任） 2020年10月 当社 入社	一株
2	うらの としお 浦野 敏男 (1960年2月9日生)	1984年7月 ㈱アマダ入社 1999年7月 ㈱アークワールド入社 2001年1月 同社 取締役総務経理室長 2002年1月 当社 入社 2002年3月 当社 取締役管理本部長 2003年6月 当社 常務取締役管理本部長 2015年9月 ㈱M.I.Tホールディングス（現㈱ビューティシエアリングテクノロジーズ） 管理部長 2016年5月 同社 取締役管理部長 2016年7月 同社 専務取締役CFO 管理本部長 2020年10月 当社 入社	21,400株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 根来拓也氏は、新任の取締役候補者であります。金融業界で培った豊富な経験とリスクマネジメントに関する知識及び幅広い組織運営に携わった経験を当社経営に活かしていただくため、取締役候補者といたしました。
3. 浦野敏男氏は、新任の取締役候補者であります。2002年から約12年間は当社の取締役として管理部門を管掌しておりました。その会社経営に関する豊富な知識と経験を再び当社経営に活かしていただくため、取締役候補者といたしました。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都目黒区東山三丁目8番1号
株式会社鉄人化計画
本社大会議室（東急池尻大橋ビル2階）
電話番号 03-3793-5111



〔交 通〕

- 東急田園都市線「池尻大橋」駅
東口より徒歩5分